

令和元年12月19日

国 税 庁

ブルネイにおける輸入規制の撤廃について

(東日本大震災関連)

福島第一原子力発電所の事故を受けて、ブルネイ・ダルサラーム国（以下「ブルネイ」といいます。）に輸出される酒類について製造地証明書の添付が求められておりましたが、ブルネイ政府から、12月11日付け書簡にて当該輸入規制を10月21日付けで撤廃した旨が通知され、その添付が不要となりました。

なお、ブルネイにおける輸入規制の撤廃後の各国の規制措置については、以下のリンクから「日本産酒類の各国の輸入規制措置（令和元年10月21日現在）」を御確認ください。

《 http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/higashinohon/sake/pdf/nihonshu_kisei.pdf 》